

① 村上彦右衛門の文久元年給米支給

○(文久元年二月朔日) 例歳之通附足輕御切米切手渡、米価加茂米石二付式百卅五匁之由也、殊之外なる高価也

○(六月十五日頭書) 十五日、例年之通附足輕夏御貸米切手渡ル、当年八九斗渡候也、米価田打米式百廿五匁二立候由、高価二者候得共此節石二付拾匁許下落之由、何分諸作共誠二近年稀成出来立之由也

○(十一月朔日) 例年之通知行物成并足輕御切米共渡ル、槍持料も半方渡、当春之通一倍増渡也、但二月与当月迄兩度二半方四拾匁ツ、渡也、今日世羅米石二付百拾三匁之相場二立候由、当春ハ式百四拾匁余之相場二有之処、当秋追々下落、此節二至俄二右之通下落、御家中一統大ニ難渋之由也、何分諸国共豊作之趣二而、他国米多分入津有之由也

○(十二月朔日) 当年者昨秋之不熟二付春方御知行所御仕向筋不容易義二付、御撫育筋之義ハ弥増不被為任御所存候得共、色々御差繰を以当暮之所も昨年之振合を以御扶助渡之員数少々々々(筋力)御取捨有之、御仕向可被下之旨今日被仰出也、諸銀渡物員数増之義も、当秋以来米価俄二及下落、諸色之直段引下ケ候品も有之ニ付而ハ、御売米之御差配御不都合ニ相成、最早被差止外者無之候得共、格別之御趣意を以当暮丈ケ者先其儘是迄之通増御仕向被下候之旨も席達を以被仰出也

② 村上彦右衛門の家司役就任と給米  
○(文久元年二月十五日) 堀尾善大夫御取合ニ而左之通り被仰付  
其方義足知式拾石遣、家司役申付  
於御用所左之通御書善大夫被相渡、(中略)  
足知式拾石  
家司役  
村上彦右衛門

③ 村上彦右衛門東城行の供行列

○(七月廿五日) 此度家来不殘召連候付、留守中小回り清蔵倅新蔵雇置

○(七月廿六日) 今朝六時半時過出宅、玄關乘輿、供列如頭書

(同日頭書)

一先步行兩人  
一長柄持一人  
御貸小人  
半次

一廿六日  
一市助

一桂喜三太  
一右看絆着

一右黒麻羽織  
一駕籠之者四人

一森島兵藏  
一右同断

一木原清次郎  
一合羽籠二人

一右割羽織着  
一継一足

一槍持一人  
一豊蔵

一自分雇  
一右半被着

一挟箱持一人  
一駄荷馬 一匹

一御貸小人  
一以上

一林太

⑥

こしもの【腰物】名 腰に佩びるもの。刀剣、印籠巾着などをいう。腰の物。梅松論上、一人当千の芸をあらはす間、將軍より直に各御こし物を給し也。曾我物語一五・五郎女に情をかけし事、いそぐとてさすが刀を忘るるは、おこしものとや人の見るらん。連歩色葉「腰物 コシモノ」(國書刊行会)

⑦

いちはい【二倍】名 ①(二倍の古い言い方) ある数量をそれと同じだけのものを加えること。また、その結果の数量。ばい。いちへ。三代格五・養老五年六月一日・太政官詔奏「奉勅。朕之股肱。民之父母。独在披察。不可同等。宜更加練一倍」。東寺百合文書「保安三年三月一日・伊勢大國狂専当藤原時光管原武道等解案(大日本古文書二六)古きを放福十餘町也。而せ段切放福人夫一宮せり且

⑫

5087 渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

渠【渠】<sup>9</sup> 水(12) キョウ 日(強魚切) 魚(其據切) 御(白許切) 語

安政元.2	88	文久 2.2	151
安政 2.11	82	文久 2.10	149
安政 2.12	76	文久 3.6	112
安政 3.2	82	文久 3.11	165
安政 3.11	83	元治元.6	133
安政 4.2	90	元治元.11	192
安政 4.11	105	元治元.12	182
安政 4.12	132	慶応元.閏5	260
安政 5.2	118	慶応元.6	253
安政 5.10	139	慶応元.11	293
安政 5.12	142	慶応元.12	304
安政 6.2	143	慶応 2.2	325
安政 6.6	127	慶応 2.5	585
安政 6.11	130	慶応 2.11	608
安政 6.12	118	慶応 2.12	586
万延元.2	127	慶応 3.2	705
万延元.6	145	慶応 3.5	810
万延元.11	194	慶応 3.12	705
万延元.12	177	慶応 4.2	730
文久元.2	235	慶応 4.6	900
文久元.6	225	慶応 4.9	1200
文久元.11	113	明治元.11	870
文久元.12	132	明治 2.2	1150

⑤ 「村上家乗」の米価変遷(匁/石)  
進藤寿伯稿・金指正三校註『近世風聞・耳の垢』(青蛙房)

○当年は夏中暑気甚だしく、折々潤雨もあり、申し分なき順気候にて諸作豊満、秋日和も宜しく五十年以来の大豊年、諸国も豊作、綿米そのほか諸色大下落、大坂堂島相場所々幟を立てし由、五十年目といふ、諸国大豊年には此の如く幟を立てる先例なり。

④ 文久元年の豊作  
渡御切米切手、鍮持料春渡之分共書役を以御勘定所二而受取也

定奉行方為持差越、謹領、告于廟、何れもへ為戴也、附足軽老人春渡御切米切手、鍮持料春渡之分共書役を以御勘定所二而受取也  
○(二月十八日) 此度御足知被下候二付、切手并御扶助渡切手共御勘定奉行方為持差越、謹領、告于廟、何れもへ為戴也、附足軽老人春渡御切米切手、鍮持料春渡之分共書役を以御勘定所二而受取也

鍮持料 被下 村上彦右衛門  
足軽二人御附  
渡辺雅登屋敷へ  
御替被下 村上彦右衛門

⑥ ⑪ 『日本国語大辞典』(小学館)

⑨ わっそく【輪束】〔名〕長大な太刀を太刀の緒で右の肩から左の脇の下にはすかき背負うこと。「走衆故吏」・幸若・烏帽子折「ひげきりの御はかせをわっそくにかけ給ひて」・俳諧「牛飼」二夏「わっそくか夕立かかる岩の肩」(示宗)」

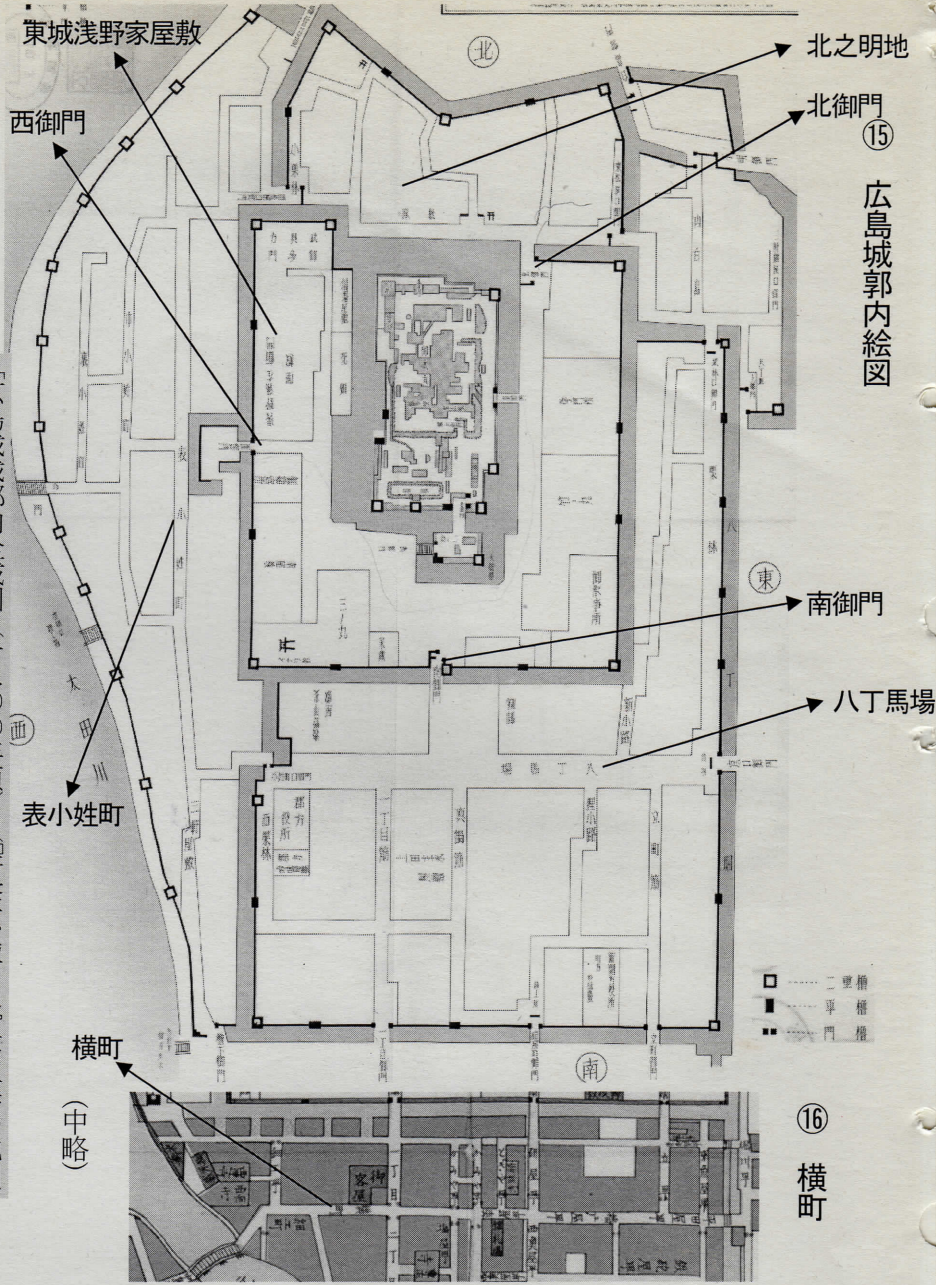
⑩ ⑪ ⑫ ⑬ 『角川大辞源』  
ふまわり：まはり(不廻)〔名〕(形動) ①まわらないこと。まわってこないこと。また、そのさま。浮世草子「傾城歌三味線二・三」とふやら太夫がまはりなと思はれては、未熟な心からきつう面目がないやうに御座る」 ②金回りの悪いこと。金銭の融通がつかないこと。また、そのさま。随筆「耳袋四」或御旗本の勝手不廻りにて、洒落本「甲斐夜の錦」此女郎の生れは相模あたりのざいご育ちにて、親の不廻りゆへかな川へ売られ」(関園會之)

⑭ 三百石幕臣の支出

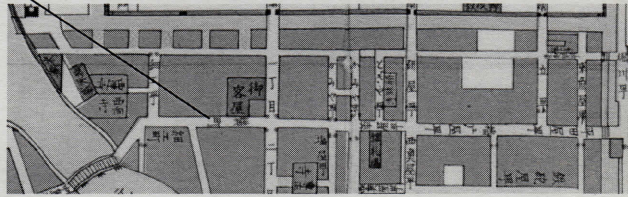
に准ず、三百石の家にては侍二人具足持一人槍持一人扱箱一人馬取二人草履取一人小荷駄二人の軍役と寛永十年二月十六日の御定なり、今の世の御定にては侍二人の給金八兩中間八人の給金廿兩馬一疋秣代九兩を与へ、又十人の扶持五十俵を与ふれば残百三十九俵あり、其内十人の者に塩噌薪代十三兩を与へ、然後に我勤と武具家具普請の入用六七兩を引、妻子下女等と共に四五人の費用卅兩許として総て五十兩余を用ふべし、百三十九俵を売て四十六兩少余なり、此法にては年分三兩余の不足となる、寛永十年より弘化二年まで二百十三年の間、三兩余の不足積りて六百三十六兩の借金となれり、三百石に六百兩の借金あれば利息年分三十兩を払ふても百兩の金僅に七十兩に減ず、依て十人の下僕を育ふことあたはず、是を省ひて漸く其日々を過すのみに至る、これ武家の禄法を察知する一端と云べし、

『文政年間漫録』(『三田村鳶魚未刊隨筆百種』第一卷、中央公論社)

⑮ 広島城郭内絵図



⑯ 横町



天明年間の広島城下地図 (『新修広島市史』第五巻の地図)

⑰ 多かった櫓の棟数

桃山時代と江戸時代の近世城郭は、多くの櫓を建てて並べていた。とくに近畿地方以西の西日本の城は、東日本の城に比べて櫓が圧倒的に多かった。

なかでも、徳川再築大坂城・姫路城・岡山城・津山城(岡山県)・福山城(広島県)・

⑱

「広島城城郭内全城図(一八〇〇年頃)」(『新修広島市史』第五巻の地図)



広島城 (焼失前) 図のために太鼓を打つ櫓で、ほとんどの

⑳ 明信院

大谷派 本願寺 廣島別院

⑰ 今中相愛日記の「遠馬」記録  
 同二日、晴、曇、少々時雨  
 一例時罷出、九半比退出  
 一五時揃二而大田兵右衛門弟子中申談、鎗術御覽、御前、天野殿  
 一同席・大席辺申合、遠馬御番外之筆頭兩人内分参候事、御同役中も御内々罷越候様被仰付被罷越、尤三人罷越候事  
 一乗加役并無足并歩行衆乗方共都合十五人被参、惣人馬四拾式疋明地へ集り、北御門へ乗入、西御門へ出、表小姓町下へ八丁馬場へ乗出し、夫方東西へ半分ツ、分れ、婦東西共南御門へ乗入、西分三御丸御長屋へ御帰り、東分鶴小屋前へ御帰り、揃候所二而帰宅、往来とも御櫓方御透覽被遊事  
 広島大学附属中央図書館蔵「今中相愛日記」

大谷派の本願寺廣島別院はもと龍谷山明信院と號し藩制時代は東本願寺の本願寺の掛所にして「廣島御坊」と唱へ藝備兩國眞宗東派の觸頭たりしが、維新後觸頭を廢止せられ「廣島別院」と改稱す、大手町六丁目に在り、本尊は阿彌陀如来なり、僧證智を開基と爲す、初め京都本願寺第八代蓮如上人、文明三年北坂山延壽寺曾住の爲に堂舎を焼かれたりしが、近工國に逃る、頭主左々木氏

数では広島城が最多で、二重櫓三十五棟、平櫓二十棟、多門櫓延長二百二十八間(約四一五m)に及んだ。

それらに対し、東日本では、將軍家の江戸城を別格とすれば、最大級の仙台城ですら、三重櫓四棟、二重櫓二棟、平櫓一棟、多門櫓延長七十八間(約一四二m)に過ぎなかった。関東の譜代大名の城では、二重櫓二棟ぐらいいかないものが一般的であった。

⑬・⑭・⑮ 三浦正幸『城のつくり方図典』(小学)

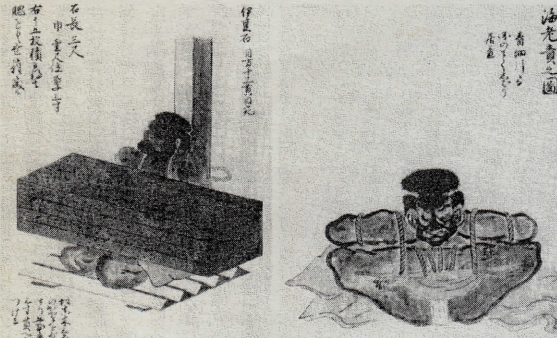
②1 梅梢院の遭難危機

○十一月五日、梅梢院様去る。二日敵島御渡海被成、御社參、本日御帰懸け御船中俄二天氣悪敷相成、雷鳴、風波高く御困却被成、無御別条夕七時草津港御迎、御供揃御帰館被成候得共、御見舞旁竹之丸御屋敷へ被為入、御対顔被遊(本文之儀二付前後御双方御進物御取交御座候得共略す)

②② 拷問

〔近世〕中世から近世初期には過酷な拷問があったと伝えられるが、江戸時代後期の幕府法では、後ろ手に縛って箆尻という苦でたたく苦打(縛筋)、三角の薪をならべた上にすわらせ、膝に伊豆石の板を何枚も乗せる石抱(算盤責)、あぐらをかせ、縄を足首から首へかけて体を屈せしめる海老責、後ろ手に縛って吊るす釣責(つるしぜめ)の四種とした。このうち釣責のみを拷問と特称して重い犯罪にかぎり適用し、他の三者は牢問(ろうもん)と呼んだ。江戸府内ならば原則として牢屋敷内の拷問蔵、吟味所(穿鑿所)において町奉行吟味方与力の指揮下に行われ、徒目付・小人目付・医師が立ち会った。幕府法上、刑事裁判(吟味筋)で有罪判決を下すには吟味詰りの口書として被疑者本人の自白が必要であったから、自白強制は避けられなかったが、拷問はもとより牢問も実際にはさほど多用せず、これらを用いなくて自白へ追い込むことが裁判役人の手腕とされていた。なお諸藩ではこのほかに水責、木馬責などを行ったところもある。

加藤 英明



海老責之圖  
釣責之圖

②③ 糾(糾)

糾 糾  
糾 糾

『異体字解説字典』(柏書房)



太鼓櫓  
城門開閉の城にあつた。

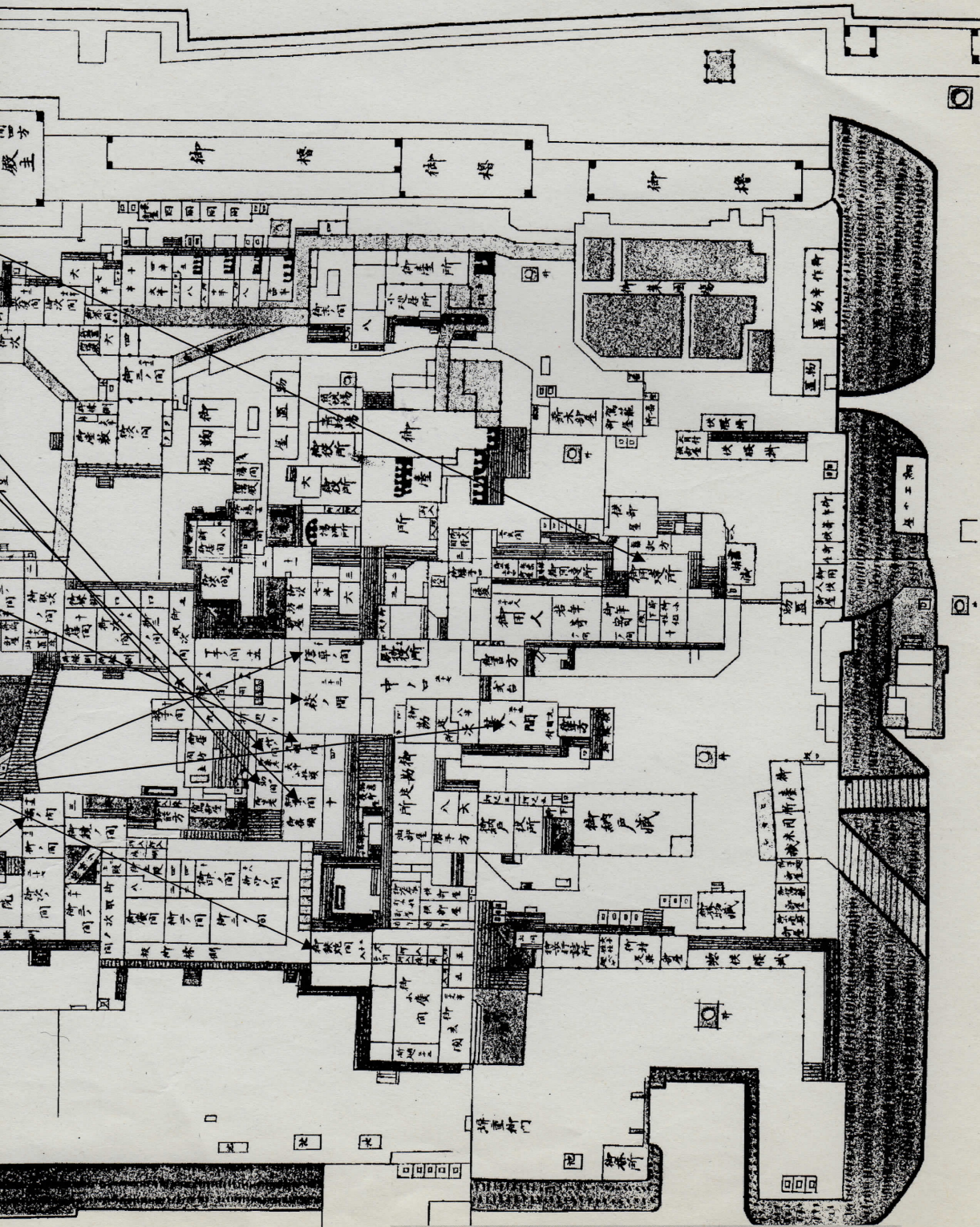
【拷問】海老責(右)と石抱(算盤責)。「刑罪大秘録」より。明治大学刑事博物館蔵

『日本史大事典』(平凡社)

歸依淺からず、一字の坊舎を建て、蓮如を止め、寺號を正徳寺と名づく、後ち慈敬寺と改め、蓮如は其子法印大僧都蓮淳に之を譲る、是より實賢實誓の二代を経て、五代證智に至り、比叡山僧徒の爲に堂宇を焼かる、同時に織田信長石山本願寺を攻め破りたれば、證智は本願寺門跡教如に隨從し、紀泉攝等の諸州に轉遷す、偶、本能寺の變あり、信長は明智光秀の爲に弑せらる、是に於て證智は近江國慈敬寺に歸らむとせしが、堂宇悉く灰燼に歸せしを以て、天正年間廣島開府の時、毛利氏を慕ひて廣島に來り、播磨屋町(一説に中)に寺地を請ひ、一寺を創建し、一心寺(一に一作)と號し、後ち圓證寺と改む、慶長三年證智遷化し、其子教智嗣ぐ、教智老いて後ち圓證寺を其實子某(詳名不詳)に譲り、自ら六町目の今の寺地に一寺を建立し、こゝに退隱して明信院と稱す(明信院は教智の、然るに其後ち圓證寺某は野心を起し、西本願寺に轉派せり、老僧明信院教智これを知りて、大に怒り、父子義絶し、東派を守りしに圓證寺は國法に背く事ありて、當國を退去す、因て圓證寺は斷絶せり、是時に際し、廣島砲鐵町東派超覺寺開山慶清謂へらく、圓證寺はもと門跡の苗裔なるに、斯く滅亡せるは甚だ歎すべしと、遂に再興の志を起す、然れども圓證寺は既に退轉したれば、隱居所明信院の土地に再興せん事を請ひ、許可を得たり、此事京都西本願寺に聞え、西本願寺の使僧下向し、藩府に告げて曰、圓證寺はもと西派に轉せしものなれば、再興ありとも、尙ほ西派の末寺とせざる可らずと、是に於て超覺寺慶清は寺社町奉行に詣り辯じて曰、元來圓證寺は國法に背きて退去せる者なれば、其寺跡再興すべきにあらず、隱居所明信院は、彼の圓證寺の改派に因りて、父子義絶し、如法に同派を守れるものなれば、全く隱居所を寺地に御免あらんことを乞ふのみと、藩府は終に超覺寺の上申の趣を聽許し、西本願寺使僧に答ふるに、其旨を以てし、事こゝに終局し、教智が定めたる院號明信院を當院の本名と爲し、後ち正保四年始めて本堂を建立せり、然るに同年十二月二十八日教智法印大僧都行年七十六にて遷化し、其後を嗣ぐべき子なく、又其血統は門跡の苗裔なるが故に、平僧を入れて任職と爲し、難きを以て、翌正保五年(慶安元年)一寺佛像土地建築物器具等總て東本願寺に上つり、東門跡掛所となせり、是より以後東本願寺御坊と敬稱せしが、維新後、大谷派本願寺廣島別院と改稱し、以て今に至れり、院内常念寺、萬休寺、因傳寺の三箇寺は、教智在世(後略)

『広島市史』社寺誌(大正十三年)

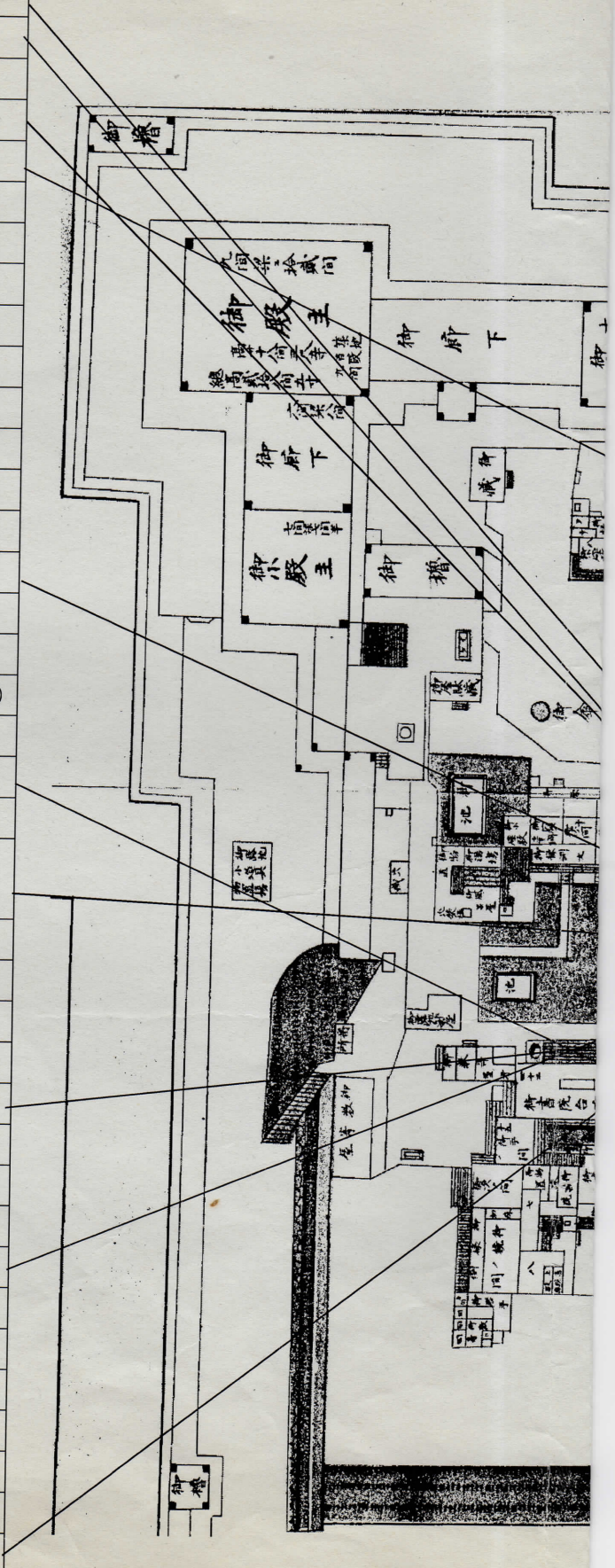
49



『藩政時代広島城明細絵図 附属城坊居館武家屋敷図』

②4 広島藩主要家臣詰居室

役職名	広島城詰居室
御家老	網代之間
御中老	筋之間
御中老格	
大寄合	紅葉之間
御年寄上座	御用達所一之間
御年寄	
御番頭	紅葉之間
若御年寄	御用達所二之間
御寄合	紅葉之間
御旗奉行	紅葉之間
御用人上席	御用達所三之間
御用人	
御用人並	御用達所三之間
近江守様御家老	紅葉之間椽側
大御小姓頭	九曜之間
近江守様御番頭	紅葉之間椽側
御中小小姓頭	九曜之間
大御目付	紅葉之間椽側(菱間)
御留守居(定江戸)	御留守居部屋
並寄合	御鉄砲之間
御先手者頭	御鉄砲之間
御先手者頭次席	萩之間
御広式重役	
御側頭	
御近習頭	
御傳役	
郡御奉行	
町御奉行	菱之間
御船奉行	
御勘定奉行	菱之間
御普請奉行	菱之間
御目付	唐草之間
御持頭	萩之間
御供頭	萩之間
御歩行頭	萩之間
御側者頭	大席
御槍奉行	大広間一之間
御使番	大広間一之間
御同方様御用達役	橘之間





⑤ 表4-11 東城浅野氏の知行地の変遷 (寛永11年と延宝2年)

単位:石

Table with columns for 郡名 (County Name), 村名 (Village Name), 石高 (%) (Stone Height (%)), and 延宝2年 (1674) data. Rows include 佐伯郡, 安芸郡, 高宮郡, 山県郡, 高田郡, 賀茂郡, 豊田郡, 安芸国計, 世羅郡, 奴可郡, and 備後国計.

(出典) 寛永11年「浅野高英宛浅野光展領知判物」・延宝2年「浅野高次宛領知判物」(近世資料編 第43・44号)による。

(備考) 延宝2年の\*は与力知。

三上和多理……文久元(1861)目付③68A16  
文久3(1863)側足頭③57B2  
官側者頭③235B5  
役側者頭(供方兼帯)③112C1, ②60  
(嘉永3父進家督)  
明治元(1868)先手者頭次席③53B23

『東城町史』自然  
環境・原始・古代  
中世・近世通史編

⑬

がくぼ(岳母)【名】妻の母。しゅうとめ。

『日本国語大辞典』(小学館)

⑫

まきぎぬ(巻絹)【名】軸に巻きつけた絹の反物。これを脱ぎわったものが腰にはさんで退出するところから、「こしざし」ともいう。吾妻鏡・建久四年一月二十七日巻絹百。柴絹百。源平盛衰記・四六・南都御幸大仏開眼(巻絹(マキギヌ)百端、馬三匹を)・御伽草子・鉢かつぎ「さて勇殿への御引出物には、銀の台に、金の盃握へへ略唐綾、織物の御小袖三十かさね、唐錦十反、まきぎぬ五十疋、広蓋に置きませ参らせらる」。能楽の曲名。四番目物。観世・宝生・金剛・喜多流。作者不詳。千疋の巻絹を三熊野に納めよといふ宣言により、都から熊野に巻絹を持ってきた男は、途中音無の天神で手向けの歌をよんでいたため遅くなり、朝臣から罰せられて縛られる。すると音無の明神が巫女(みこ)にのりうつって現われ、朝臣に請うて男のなわを解いてやり、歌の徳などを語り神楽を舞う。[巻絹マキギヌ] 倉之⑩ [巻絹] 倉之⑩

高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

Table with columns for 通番号 (Communication Number), 記 (Record), 録 (Log), 西暦 (Gregorian Calendar), and Opp (Opposition). Rows include 1220, 1221, 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228, 1229, 1230, 1231, 1232, 1233, 1234, 1235, 1236, 1237, 1238, 1239.

渡辺敏夫『日本・朝鮮・中国 日食月食宝

高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

人を抱き 祈望を借すといつた履習かみられ  
た。  
参考文献 『古事類苑』礼式部一  
(倉林 正次)  
『国史大辞典』(吉川弘文館)  
⑨  
「い」が「ク」(平臥)【名】①(一する)横にふすこと。体を横たえて休息、養生すること。\*明月記「治承四年二月二十六日「一身依」病平臥」。\*日葡辞書「キノウヨリワヅラウシユウゴザツテ Teikrano(ヘイグワ)「テイデゴザル」。評判記「色道大鏡」八二平臥する事あたはず。②(形動)横に広がっていること。\*西洋聞見録(村田文夫)前下「独墳墓は直立なるあれども又平臥なるものあり」 [国語] 文明・語源・黒本・島林・書言 [国語] 文明・語源・黒本・島林・書言

⑪  
「か」が「ク」(迂闊)【名】(形動)①回り遠く、実際に役立つこと。実情から離れているさま。迂闊。\*当世書生氣質(坪内逍遙)一七「我に不利なりと知りて之を避けず、我に害ありと一七、我に不利なりとわざわざ荆棘(けいぎょく)を繁茂させて、前途を塞がんとすると一般。随分へらほうな迂闊(ウクワツ)なはなした。漢書「王吉伝」上以其言迂闊、不甚寵異也。②心が行き届かないこと。注意が足りないさま。うっかりしているさま。\*史記抄七「高祖本紀」又例の図ない迂闊をせられたよと思て。\*淨瑠璃・夏祭浪花鑑「八」御勝手次第と云放せば、聞及んだる強力者うかつには踏込れず。\*浮雲(二葉亭四迷)三一九「後(のち)の面倒を慮(おも)って迂闊に手は出さんが。③大変おもうようで、のんびりしていること。\*日葡辞書「quana(ウクワツ)」ヒト(人)自分の出費に対する十分な資力も富も自身では持っていないのに、おおようで物惜しみしない人。[国語] (1)ユカス(犯)と同言(機)の落葉信濃漫録。②(犯)と同言説は疑わしい[国語] 随筆。 [国語] 倉之⑩ 倉之⑩ [国語] 文明・語源・黒本・島林・書言

くちがき 口書 江戸時代では、口書は広義では被検問者の供述を録取したものをいうが、狭義では吟味筋における「吟味詰りの口書」を意味した。武士およびこれに準ずる身分を有する者(寺社持以上)については「口上書(こうじょうがき)」と呼び、足輕以下、百姓・町人の分は「口書」といった。吟味筋の手続では、被疑者および関係者を訊問し、ときには拷問を用いたが、これによって犯罪の事実が認定されると、吟味詰りすなわち吟味終結の口書が作られる。この訊問および口書の作成は奉行の下役によって行われる。口書は下役人が作成して供述者に捺印させる。男子は印形を用いさせるが、なければ爪印、女子は爪印、武士は書判であった。捺印された口書は奉行による供述者の訊問によって確認されるが、奉行の面前で捺印させる場合もあった。吟味詰りの口書は場合により語文言を異にする<sup>14)</sup>こと知られる。語文言は「不将之旨御吟味受申立様無御座候」というような文言であるが、叱・急度叱・手鎖・過料などの軽い刑(御咎の場合には、「不将」「不念」「不束(ふつつか)」「不将詰)」、所払追放以上の刑(御仕置)の場合には、「不届」と「不届詰」、数罪あるときは、軽い方には「旁不将」、重い方には「重々不届」と詰めた。

参考文献 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(石井 良助)

15 けつしよ 關所 (前略)

江戸時代の關所は没収刑である。「公事方御定書」によれば、磔・火罪・獄門・死罪・遠島または重追放に処せられた者の場合は、その田畑・家屋敷・家財とも關所となる。追放には重・中・輕の三級があったが、關所は付加刑として科せられたのである。中追放では、田畑・家屋敷が、輕追放では田畑が没収される。審理の結果、処刑すべき者が病死したならば、伺いの上關所を命じる。輕追放より輕

ながらたな「奈良刀」 大和の奈良で作られた刀。奈良物とも。室町初期までは奈良の手掻派に、かなり名工がいたので、「奈良刀」は「備前刀」と並んで、刀劍の代表とさえ目されていた<sup>16)</sup>。三条西実隆が文明十九年(一四八七)二月十五日の涅槃會に、「奈良刀一」振り寄進しているのも<sup>17)</sup>、奈良刀を良刀と見ていたからである。

しかし、室町末期になると、僧兵のたむろする社寺の勢力が衰え、そろばん持った郷民、つまり商工業者の力が奈良を支配するようになった。そのため、奈良における武器としての刀劍の需要減をカバーするため、財力を蓄えた郷民が、刀劍を商品として企業べーすに乗せるようになった。商品となれば当然、安価でなければならぬので、品質を落とした数打ち物を乱造する結果となった。

(中略)

16・18 『日本刀大百科事典』(雄山閣出版)

19

○十月二十七日、中島地方町<sup>今の中島新町</sup>の牢獄を上流川西側敷屋敷に移轉す、敷屋敷は胡町の東北角より北一町以内<sup>今の中島新町</sup>に在り、從來牢獄は城郭内にもあり、封内一般の囚人を容るゝに充つ、中島地方町の牢獄は町牢と稱して廣島城下の刑人を入るゝに供したるなり、後ち郭内の牢獄を廢止し上流川の町牢に合併す、

附加刑

20

但、領分追放の刑に処する者に附加す、当初は初犯に於て前額に入墨して追放せしか、後年には三犯に於

江戸期も天和(一六八一)ごろになると、奈良刀を五本か十本、藁縄で束ねて、京都に持ってきた。それで東刀という俗称が生まれた。京都では京極四條南、寺町通りで、拵えをつけて売ったので、寺町物とか拵え物とか呼ばれた<sup>15)</sup>。当時、奈良には刀工が三名しかいないのに、研師は十七名、鞘塗師は十四名もいた<sup>18)</sup>。これは刀工が、いかに粗製乱造に追われていたかを示すとともに、奈良でも拵えをつけて、売っていたことを物語るものである。

(中略)

無論、拵えは合わせ物だから、持つて帰ってから、「下手の造れる奈良刀の鞘鳴り」するのも、致し方なかった。しかし、何といっても値段の安いのが魅力だったので、奈良刀は商業べーすに乗って、繁昌していた。幕末には奈良に、刀鍛冶六名・鞘師十七名・鞘塗師十二名・絞懸け師五名・柄巻師七名・刀脇差の拵え師二十二名などと、大きな企業に発達していた<sup>18)</sup>。

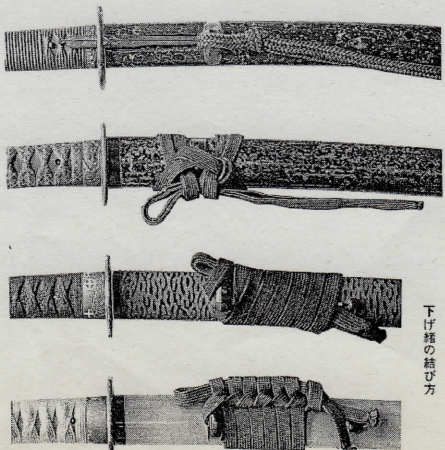
『広島市史』第一卷(大正十一年)

21 牢屋敷

上流川門根西側にあり、此處をやふ屋敷といふ、この牢屋永十年十一月出来、ちかき頃まで吟味なども此屋敷に

さげお 下緒 刀・脇指・腰刀などの鞘につけて下げる紐のこと。戦場にある場合、腰から鞘がはずれるのを防ぐため、腰に結びつける役目をしたものであるが、のちには装飾的なものとなった。室町時代ころから用いられ、木綿や絹の組糸、あるいは革緒などが見られる。色には制限はなくあらゆる色のものである。江戸時代の式正の大小拵(こしらえ)は柄糸と下緒の色は同じで、黒の組糸を用いるのを通例とした。下緒の組糸には多くの種類があり、最も多いのが貝の口(甲斐口)で、その他には畦(うれ)組・高麗などと呼ばれるものがある。脇指・短刀などの下緒は唐組が多く、下緒の先が八つに分かれているもの(俗にタコ足という)が多い。

参考文献 柴田光男『刀装入門』(加島 進)



下緒の結び方



① 村上家の「日記」

○(安政六年七月末) 去ル廿四日の頭書ニ記從梅梢院様御拝領之御札者、御同方様先年広島へ御下り之節、從姫君様御拝領被成、是迄御所持被成候処、此度悪病流行ニ付被思召出板押ニ被仰付、御家中一同へ御頒賜有之候由ニ而、此御方様江も主水様之方より御伝ニ而五十枚御拝領被遊候也、此御札之義者先考御日記、天保十年二月廿六日之処ニ委敷御記し被置候通也、尤此間山村静登話ニ承候処者些相違有之候へ共、先考之御筆記之実ニ近くニ不及候故略之、御札之文字者左之通り也

○(文久元年八月十八日) 山田善九郎義先年健徳院様当所江被成御坐候節者兩度共被為成候義も有之ニ付、何卒腰を掛くれ候様ニ与村方通り此間願出候へ共、外響合ニも相成候二付及断候処、軽キ菓子一箱今日差出、御代官渡部廉之助方達而厚意申聞候趣も有之候故致受納、右善九郎者先年先考東城御逗留中ノ御日記ニ有之七日市ノ蔵事也  
○(元治元年七月廿日) 夕森岡万之進来、常廟御日記内覽之義を乞、右者家を不可出之秘書ニ候得共、同人忠孝奮励之一端ニも可相成与存候ニ付許諾ニ及、先天明二年之御日記々同三年迄二年分借与也

② 代参

○(万延元年六月十六日) 此砌之義故妙慶院江兵藏代参申付、西向へも貞善祥月二付同人為参也

○(万延元年七月廿六日) 秀山十七回忌正当ニ付、朝妙慶院江兵藏代参二遣し、回向中詰、代香も為勤也

○(文久元年三月七日) 西向寺江代参可申付筈之処、殊之外混雜ニ而家来寸暇無之、其義不能也

文久元年の代参・参詣
2(代), 3(代参不能), 4(代), 5, 7(代), 9~12(代)
29日7回忌
2(役成報告), 3, 4(代, 18日参), 6(代, 17日参), 7(代), 9~11, 28日参
回忌, 西向寺
8月12日
2(代), 3, 4(代), 5(代), 6(代, 23参), 7(代), 9~11(代), 12(代, 28参詣)
3(代), 7~10(代), 11, 12(代)
5(代, 夏岳君祥月)
3(代), 4, 5(代, 28参詣), 6(代), 8(代), 12(代)
7回忌

心のは彦右衛門の参詣。

お父様の日記521 113

内々相談申聞候故、致同意置候也

○(慶応二年二月十四日) 夜森岡弟婦おますを連来、お佐代を星野幸次郎倅貞之助後妻ニ所望ニ預候由ニ而相談有之、何も存旨無之、拵等無之処承知ニ而、所望之義ニ候ハ、任其意可然与申、且万之進近来大ニ世帯逼迫ニ而難渋致候付、(ます)を当家江置くれ候様頼度旨申聞、諾し置也、慈君堀尾江御見舞被成也

○(慶応三年二月九日) 夜長武左衛門来話、森岡万之進兎角難渋、当家方も不地飽米銀之世話も致遣候得共、何分内輪之取締不宜もの相見、いつ迄も世帯取直し之目途も無之、甚以先々不案之次第二付、予考之趣及内話、得と考呉候様ニ与申置也

○(五月三日) 夜長武左衛門来、森岡世帯向之義ニ付彼是心配いたし呉、当家方取替米金趣法方之義等申談也

○(慶応四年二月十六日) 高木来助入来、森岡之方世帯向相続方之義ニ付彼是申承、約ル処此処ニ而正米三石七斗年賦ニ而取替、是迄年々貸溜り、去年五月迄高二結遣候米金残者悉皆此方へ引受、如何様とも可致筈ニ申談、来助殊之外忝狩也

①⑦「村上乘」続編卷十六〜廿五

○(五月十六日) 妙慶院参詣不能、代参  
兵藏遣ス

③ 冬至の祝い

○(安政六年十一月廿九日) 夜冬至之祝  
酒盃を伝ふ

④ 煮込みめ

○(万延元年十一月廿七日) 祖師逮夜如  
例雑煮込・牡丹餅を製

⑤ 御火焚祭

○(万延元年十一月廿六日) 昨日御奥御  
鎮守天満宮御火焚祭之御供物頂戴仕候  
様ニ与、老女八十野為持来、頂戴仕也、

⑥ 森岡後室

○(万延二年正月廿四日) 森岡後室者近  
来足痛ニ而遠方之步行難出来ニ付、駕  
籠ニ而迎を進する也

○(文久二年六月十九日) 森岡後室去月  
廿八日死去之由、何も異症も無之、老  
病自然枯之様子ニ有之し由也

⑦ 森岡家の家計

○(文久三年十月十日) 朝矢野犀右衛門  
入来、森岡世帯之義兼而同人世話いた  
し呉居候処、自今方之進受取自身ニ致  
度ニ付相渡候旨、尤高木来助方も最早  
此度者自身ニ急度取締候覚悟ニ付渡具  
候様ニとの頼も有之、旁安心致相渡候  
旨申置候由、右之義者下地方之進方も

⑧ 村上家先祖・彦右衛門近親故人と万延元年・文久元年の代参・参詣

日	命日	法名・戒名	彦右衛門との続柄	寺	万延元年の代参・参詣	
7	文化 5(1808).5.7	常称院釈誓恩大超居士	村上家 4代勇蔵	西	1(代), 2(代), 6~12(代)	1(代) 6(代)
9	宝永 2(1705).8.9	慈眼院釈覚性利円居士	村上家初代三郎右衛門	徳		
	安政 2(1855).8.9	実山賢秀童子	彦右衛門の二男幾三郎	妙		5(代)
11	弘化 4(1847).7.11	秋露童女	彦右衛門の長女松濃 <small>きり</small>	西	7(代)	
16	弘化 3(1846).3.16	超徳院雲外南垧居士	彦右衛門の父星右衛門	妙	1(代), 2(代), 5(代), 6(代), 7(参詣怠る), 10(代), 17日参, 11, 12	1(代) 5(代) 12(代)
	文政 3(1820).6.16	貞善童女	彦右衛門の同母妹お順	西		6(代)
21	宝暦 12(1762).閏 4.21	大融院釈宗念潤誓居士	村上家 3代彦兵衛	徳		4(代)
	明和 4(1767).11.21	普観院釈受安妙喜大姉	村上家 2代甚兵衛室	徳		
22	文政 13(1830).3.22	秀光院釈貞浄寿楽大姉	彦右衛門の母阿重 <small>おしげ</small>	西	1, 2, 3, 5, 6~10(代), 12(代)	1(代 参詣)
	宝暦 4(1754).9.22	普照院釈実道誓円居士	村上家 2代甚兵衛	徳		
24	享保 10(1725).10.24	慈光院釈智寂妙円大姉	村上家初代三郎右衛門室	西	6~8(代), 10(代),	2(代)
	文化 5(1808).8.24	能称院釈応誓証真居士	村上家 5代藤次郎	西	11(代), 12(代)	
26	天保 10(1839).1.26	宝国童子	彦右衛門の異母弟庫吉	妙	1(失念, 27日代, 29日彦	1(代)
	天保 15(1844).7.26	秀山智英童子	彦右衛門の長男正介	妙	参), 6, 7(秀山17回忌,	
	元禄 16(1703).5.26?	夏岳妙祐信女	?	妙	代, 10日慈君), 8, 9	
27	宝暦 7(1757).11.27	大教院釈休誓妙順大姉	村上家 3代彦兵衛室	<del>徳</del>	6(代), 8(代), 9(代),	2(代) ~1
	天保 3(1832).4.27	信楽院釈貞受妙観大姉	村上家 4代勇蔵室	西	10(代), 12(代)	
29	安政 2(1855).5.29	義純童子	彦右衛門の三男他三郎	妙		5(代)

注:「寺」欄の西は西向寺, 妙は妙慶院, 徳は徳了寺(東城), 「代参・参詣」欄の数字は月, (代)は代参, (代)のない  
命日と祥月命日のみ記入し, 正月・暮れ・盆, その他の参詣は省略した。

⑨ 真宗門徒の御遠夜の食事

おたんや (お逮夜)

一月十五日夜  
十六日朝

「お正忌」ともいう。開祖親鸞の忌日を新曆一月十六日とし、その前夜を「おたんや」としている檀家が多い。

門徒講の講中の者たちが、この夜は当番の家に集まって小寄講を催し、先覚から法話を聞き、もちがゆを炊く例が多い。島しょ部などの分家では、お鉢米を持って本家の仏壇に参拝する習慣もある。この夜、精進料理の煮しめをつくるのは一般の風習である。地方によっては、「煮ごめ」ともいう。

いも(里芋)、大根、にんじん、小豆、こんにゃく、豆腐、油揚げ、高野豆腐、しいたけ、ごぼう、れんこんなど、調うかぎりの具を合わせて煮しめ、大鉢に盛る。

この日つくる煮しめは、瞑目した親鸞を囲んで弟子たちが夜伽をするための料理をつくったことに由来すると説かれている。また「お七夜」の精進に備えるためと、かたがた寒中保存食の意味をもたせようとしたものとの説もある。

大正年間まで、家での法会をすませたあと、お通夜と称して檀那寺の本堂にふとんをもちこんで一泊する風習もあった。

なおこの夜、芸北地方の一部では、小豆がゆを炊く風習があり、備北の村では、「味噌でんがく」と称し、いも、こんにゃく、豆腐などを串ぎしたものに味噌をまぶし、いろりの火にあぶって食べる風習がある。

本願寺広島別院のある地元広島では、煮ごめと称し、小豆の入った汁の多い煮ものをつくる。大根、ごぼう、にんじん、れんこん、里芋、しいたけなどをさいの目に切って砂糖と醤油で味つけする。味噌仕立てのところもある。

⑪ 水谷 貢

広島の人、弘化三年十一月十六日生る、幼より藝藩教授山口實造を師として漢籍を學び、慶應二年江戸に遊び、田口文藏の門に遊び授讀となる、又昌平費に入り性理學を受け、其後大阪に遊び妻鹿貞齋に従事し、都講となる、明治二年國に歸り、藩學の授義となり、同四年慶島造士館に入り、西洋翻譯書及び算術等を學ぶ、同五年歸縣後専ら翻譯書を研究す、それより遷喬舎教師白鳥學校教師となり、明治十年師範學校長に任じ十七年五月廣島中學校を兼ぬ、後ち師範學校幹事となり、更に廣島縣屬に轉じ、御調郡書記となり明治三十年九月廣島地方幼年學校教授となり、同三十八年修道中學校に教鞭をとる、資性温厚にして、教育の爲めに盡すこと、三十有餘年に及び、頗る德望あり。

⑫ 細 鐵 腸 齋 細 木 郎

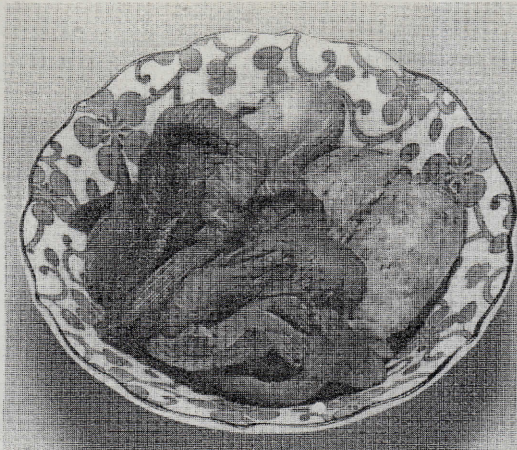
廣島藩の擊劍家なり、名は致義、鐵腸齋と號し、六郎又彌左衛門と稱す、父爲義劍法を善くす、六郎幼にして、學止詳雅膽略あり、稍長じて武技を攻め、孜孜として怠らず、業進むに及んで、四方に遊び、江戸に抵り、齋藤彌九郎の門に入り、刻苦勵精其奧秘を極めて國に歸り、父の業を繼ぎ、武場を増築し、徒に授く。藩の小姓組に進み、劍法教授の列に班す、六郎身材六尺有餘、且より暮に至るまで、數十人の門弟に技を授け、毫も倦むことなし、當時廣島に於て劍法を教ふる者、皆其法を秘し、他流人の觀覽を許さず、六郎大に之を慨して曰く、是れ人をして、一流派に局促せしむる者、焉ぞ實用に適するを得んやと、自ら人の來觀を許す、遂に藩内の舊習を打破し、爾來其の門生互に往來して、技を較せしむるに至る。藩内門弟の多きこと、其の右に出づものなく、名聲噴々其名關西に振ひ、贊を門下に執るもの頗る多し。明治四年九月二十一日歿す、年五十三、廣島藥研堀禪昌寺に葬る。人と爲り奇氣あり、性酒を嗜む、其の人を待つ、坦懐城府を設けず、上下の信賴頗る深く、名士の稱ありといふ。(藝備傳人傳)

(中略)

⑪・⑫ 『広島県人名事典 芸備先哲伝』(歴史図書社)

明和八年七月十八日、往に佐久間代之助家芸未熟なるを以て馬廻り野村太右衛門へ後見を命せられしが、当主弥七郎に至

水谷八十郎  
みつい



「おたなや」の煮ごめ（芸北町）  
親鸞聖人のご命日の前夜につくる  
精進料理の煮しめ。  
里芋、つり干し大根、べにたけ、  
ねずみたけ、うど

『日本の食生活全集』(4) 聞き書広島島の食事  
(農山漁村文化協会)

⑩ 其四 槍術

当藩に於て槍術を以て扶持せらるゝ者宝蔵院流は佐久間次七郎、五之坪流は太田弥次右衛門、此流名は弥次右衛門まで相唱へ、香取流ハ黒田八右衛門、佐分利流は嶋末藤蔵、足田流ハ小谷勇蔵、清剛流ハ田辺幾衛等と為す、就中宝蔵院流の事たるや寛永十八年十一月南都の僧徒にて槍術の達人たる宝蔵院<sup>寛禪</sup>房<sup>後嗣権律師禅栄</sup>房<sup>房胤穿なるへし</sup>特に広嶋に來り、玄徳公に拜謁して自家創意の槍術を演習して電覽に供せしに依り、銀子を賜りて之を賞せられし事ありて、頻に武芸を奨励せられたり、後に同流を熟練せし佐久間某を扶持して該流派を以て師範家とし槍術の教育に従事せしめらる、然れども此時世子天心公には香取流槍術師家馬廻組黒田八郎右衛門に就き同流の槍術を修練せられたり、享保十年十一月体国公は内白嶋へ文武稽古邸を新設

り年来出精し家芸熟達に至れるを以て、家伝秘術等は尽く相伝を為し、其旨を上申せしを以て、此日太右衛門か後見の職を解き、而して之か褒賞を下賜せられたり、文久三年春に至り劍槍稽古場を講武所へ新築せられ、諸流師家を合併して修練せしむる事と為り、此時に在て槍術修練出場者は島末源太の門生最盛なりし、明治元年閏四月十五日、稽古場に改革を為し、槍術は惣て佐分利流に一定せられ、嶋末源太に師範役を命せられ、而して従来槍術の師家はいづれも解職ありて、各其本務に服従すへき事を命せられたり、乃ち其命令左の如し

嶋末源太

右此度家伝之槍術専ら御用相成、一同取立之儀御委ネ被置候間、以後弥以取立候様被仰出

小谷武左衛門  
佐久間 栄

太田三兵衛  
田辺幾衛

右此度家伝之槍術取立之儀ニ付而へ、兼而被仰付置候儀候得共、以後不及其儀、御番方等本務之通り仕候様被仰付

右の如く改定せられ独り左右歩行小姓のミならず藩士一般に佐分利流槍術を修練する事と為れり、然れども源太一人にては教授の徹底せざるの虞あるか為め、藩士一場保人へ槍術師範役加りを命せられ之か教育に従事せしめられたり、同三年八月十八日東講武所内なる槍術場を廃止せらる、是より槍術の教育は廃せられたり

「芸藩志拾遺」十九 (『広島県史』近世資料編I)

56

13 趣法

本文の趣法  
ちよとちが、つよつた

四・五は、趣法に関する史料である。趣法とは、借財を整理・返済して元に立ち直るために実施された家制改革で、通常、借財の返済計画を立て、年限を定めて行われた。

(中略)

安政二年(一八五五)の五は、府中市で質商売を行っていた米屋佐兵衛家の趣法に関する史料で、同人から「質商売御元方」を引請け、「趣法手伝」を行うようになった。延藤吉兵衛に提出した誓約書である。趣法年限は五か年で、「若趣法年限中心得違も御座候得者、有質并有物一切貴家へ引渡し可申候」(第一三条)と述べている。

14 趣法の事例

五 安政二年 米屋佐兵衛趣法二付覚

覚

(出口・延藤家所蔵)

一拙家近来不仕合統、追々借銀相増趣法相立不申候処、此度貴家引統御配意被成下、此後仕来り之質商売御元方引請被下、家名相統仕候段、不一方厚仕合奉存候、以来改心商売晝夜聊無油断心掛ケ可申事

一御上様被為仰出候御法度之趣、かたく相守可申候事

但し御儉約之義者、聊魚絹ニても妻子ニ至迄決而為相用

申間敷候事

一母へ孝道肝要之事

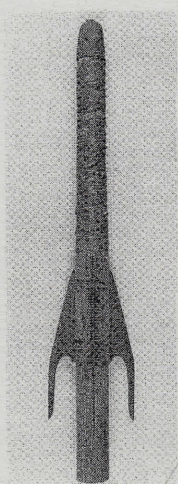
一銀子請取渡し之義者、通ヲ以取計可申事

但し借用銀元利勘定之儀、七月十二月年両度相改可申事

一毎日帳面調方并出入勘定、何時ニも御改被下候事

15

ぼうびや 棒火矢 檜木の棒に鉄板か木製の羽を取り付け、先端に麻屑と火薬粉を糊で練ったものを巻き付けた焼夷弾の一種で、通常の火縄銃のほか専用の短火矢筒を用いて発射する。寛永年間(一六二四―四四)に播州明石の砲術家三木茂大夫が、茅葺屋根の多い日本の建築物に合わせて創始したといわれる。寛文以後になると、曲射弾道に沿って曳火しながら飛翔する棒火矢は、武術というより見せ物として世人の注目を浴びたことから、砲術流派の重要な分野として積極的に採用された。しかし、製作にあたって精緻なバランスが要求されるため量産がむずかしく、焼夷薬の導火に点火する時期の加減や、弾速が早ければ導火が打ち消され、緩やかにすれば風の影響を受け易く、また容易に取り除かれるなど実用性に乏しいため、大塩平八郎の乱を除いて実戦での記録はない。なお、棒火矢に類するものには、爆裂効果を目的とした炮録(ほうろく)火矢のほか推進ロケットを持つ大國火矢などがある。



棒火矢

参考文献

所荘吉『火縄銃』

(所 荘吉)

『国史大辞典』(吉川弘文館)

16

三原大根

- ① 佐藤勘次郎……官生涯扶持被下候輩(266B8(平馬弟) ②282 田軍務助教(剣)③143B4, ②30 (平二弟)
- ② 可児英三郎……役左右歩行小姓組③132A2, ②120 田供係(頭取)③140B1, ②333
- ③ 森脇孝太郎……役勘定所詰③134C10, ②137 田史生席出仕③140A26, ②16 (理三郎倅)
- ④ 岡部蕙之助……役左右歩行小姓組③132A6, ②121 田無役土族②143

但し有質之義、同様御勝手次第御改被下候事

一有道具不用分御預ケ申上候、縦令如何様之儀有之候共、趣法年限中唯老品も取戻し申間敷事

但し年限中手元有道具きり間ヲ為合、聊品たり共買入申間敷候

一勤合之儀、趣法中成丈ケ相断、実々相勤メ不申分万事及御相談、情々手輕ニ取計可申事

一諸家督不殘証文ニ而相預ケ置可申事

一当卯三月方来ル申二月迄、五ヶ年間趣法年限中相定メ可申事

一借用銀利足之儀、御勘弁ヲ以一ヶ月七朱定メ可被成下候事

一趣法年限中、不用人唯老人も手寄せ申間敷事

一店方売事丁寧ニ取計、算用合之儀別而念入、聊籠略致間敷事

一右者是迄私之行上悪敷、已来改心仕候、若趣法年限中心得違も御座候得者、有質并有物一切貴家へ引渡し可申候、其節聊違乱申間敷事

右之通夫々心得方申上候段聊相違無御座候、為後年一札依如件

安政二年卯三月

米屋

佐兵衛 印

延藤吉兵衛殿

13. 『府中市史』史料編III 近世編下

大根 三原の地にあらす、東野村至てみこと也、山中村

少しちいさく味ハ佳也、此両むらに生ずるを三原大根といふ、当時宮沖新開に大きハ両村におとらず、しかれ共味ハ両むらにしかず

『三原志稿』七 『三原市史』第四卷 資料編一

名産 大浜大根

外村産ハ別而太ク味も宜鋪、前々大浜大根与相唱、諸方賞翫仕候

『国郡志御用ニ付下しらべ書出帳』御調郡東野村

『三原市史』第四卷 資料編一

23 きょうかいケウクワイ「教誨」(名) ①教えさとすこと。 \* 濟北集一三・仏国寺祭証無修「師也不倦日夜之教誨、今已撰化神爽心憤、俳諧世説三秋の坊幻住菴に宿する説いと懸(ねんごろ)に物語あり略ヤがて死ぬけしきは見へず蟬の声(芭蕉)と一句の教誨(キヤウクワイ)ありしも此時のことこそ。 \* 書經「無逸、猶胥訓告、胥保惠、胥教誨」 ②あやまちを悔い改め、善にかえらせるために、教師が囚人を教えさとすこと。 \* 監獄法(明治四一年二九条)受刑者には教誨を施す可し其他の在監者教誨を請ふときは之を許すことを得 ③技術や知識などを教えること。 \* 舎密局開講之説(三崎囃輔訳)此に至りて、

24

そうよう【総容・総様(ヤウ)】(名) そこに居合わせる人々のすべて。一座の人々。皆々。御一同。\* 咄本・軽口露がはなし四・一三、とかく町中の迎なれば総ようの名代に、又助何とぞ了簡せよ。 \* 書言字考節用集一八・総様ソウヤウ。 \* 歌舞伎・幼稚子敵討一六、又惣様の願じゃと言ふて、大事の事を騙して聞っしやるのか。 \* 和英語林集成(再版)Gōyōソウヤウ惣様。 \* 丙圖全部。皆。福岡907 長崎県928 熊本県937 大分県下毛郡938 (そうよう)丹波163 長崎県927 熊本県南関947 〔究〕ソロー(繪)① 〔西〕書易林・書言

- 17 佐久間栄.....文久3(1863)奥詰③96A20  
 〇奥詰(鎗術番外)K245A8  
 〇奥詰③119B7, 2075  
 (嘉永5父藤太夫家督)園佐々間  
 明治元(1868)側詰膳番兼③73A21
- 18 細 六郎.....〇切米取(刃師番外)K245B9  
 元治元(1864)奥詰③96A23  
 〇奥詰(番外)③120C1, 2078  
 (嘉永7父六郎家督)

17~22高橋新一編『芸藩輯要』人名索引



〇十六日、快晴、例出、五字退、与九郎入来、  
 山、御登城、御暇乞御登城也  
 〇十七日、御発艦之事、曇、夕雨、暖、吉田へ使  
 遣ス、夕山村江歛二行、田口江敬次郎被呼、洋  
 行之達有之  
 〇十八日、晴、寒、静一郎を田口へ遣ス、敬次  
 郎暇乞二行、例時出、夕五字退、夜岡田  
 御用召有之、小川倫郷殿方云々申来、為洋学修  
 行大坂へ被遣、来る廿日出船候様、委細之義田  
 口太郎承合候様ニとの義二候、此段御受仕候  
 〇十九日、晴、寒、朝田口へ行、同方へ酒肴贈  
 ル、御仕向五両、上方も金子御贈、例出、一字  
 退、山村入来、敬次郎洋学所其外へ行、短刀  
 〇廿日、晴、暖、敬次郎午後出船、案内事、夜佐  
 藤へ皆々被招  
 〇廿一日、雨、暖、二葉山御祭礼、穩便  
 〇廿二日、雨、暖甚、休日、夕渡辺、堀尾佐藤  
 家内  
 〇廿三日、晴、暖、例出、五時退、妹帰ル、夕  
 慈君家へ、三宅へ被招、辞ス、啓蟄、節宣様

(挿入文書裏)

〇十六日、快晴、例出、五字退、与九郎入来、  
 山、御登城、御暇乞御登城也  
 〇十七日、御発艦之事、曇、夕雨、暖、吉田へ使  
 遣ス、夕山村江歛二行、田口江敬次郎被呼、洋  
 行之達有之  
 〇十八日、晴、寒、静一郎を田口へ遣ス、敬次  
 郎暇乞二行、例時出、夕五字退、夜岡田  
 御用召有之、小川倫郷殿方云々申来、為洋学修  
 行大坂へ被遣、来る廿日出船候様、委細之義田  
 口太郎承合候様ニとの義二候、此段御受仕候  
 〇十九日、晴、寒、朝田口へ行、同方へ酒肴贈  
 ル、御仕向五両、上方も金子御贈、例出、一字  
 退、山村入来、敬次郎洋学所其外へ行、短刀  
 〇廿日、晴、暖、敬次郎午後出船、案内事、夜佐  
 藤へ皆々被招  
 〇廿一日、雨、暖、二葉山御祭礼、穩便  
 〇廿二日、雨、暖甚、休日、夕渡辺、堀尾佐藤  
 家内  
 〇廿三日、晴、暖、例出、五時退、妹帰ル、夕  
 慈君家へ、三宅へ被招、辞ス、啓蟄、節宣様

〇廿五日、晴、寒、<sup>（浅野）</sup>例出、<sup>（星野）</sup>朝貞之助来、森岡取替米之  
 談、<sup>（浅野）</sup>例出、夕四字退、<sup>（浅野）</sup>御祠堂御祭、<sup>（浅野）</sup>忠様へ御  
 出、<sup>（浅野）</sup>明日渡辺江案内、辞又  
 〇廿五日、晴、寒、<sup>（平之進妻）</sup>例出、<sup>（浅野）</sup>五字退、<sup>（浅野）</sup>岡島安産  
 〇廿六日、晴、暖、<sup>（浅野）</sup>朝三人来、山村静遠入来、<sup>（浅野）</sup>神  
 田・白島

〔村上家乗〕続編卷廿六（広島県立文書館複製資料）

従前生

- 〇廿四日、曇、又寒、<sup>（星野）</sup>朝貞之助来、森岡取替米之  
談、<sup>（浅野）</sup>例出、夕四字退、<sup>（浅野）</sup>御祠堂御祭、<sup>（浅野）</sup>忠様へ御  
出、<sup>（浅野）</sup>明日渡辺江案内、辞又
- 〇廿五日、晴、寒、<sup>（平之進妻）</sup>例出、<sup>（浅野）</sup>五字退、<sup>（浅野）</sup>岡島安産
- 〇廿六日、晴、暖、<sup>（浅野）</sup>朝三人来、山村静遠入来、<sup>（浅野）</sup>神  
田・白島
- 〇廿七日、雨、暖、<sup>（浅野）</sup>例出、四字前退、<sup>（浅野）</sup>三人来

〔村上家乗 明治二年—四年〕広島県立文書館資料集6

②6 「村上家乗」本文（明治二年一月）

〇十六日、戊子、快晴、例時出勤、五字退、吉田与九郎夜前御手洗宇  
津之神社方帰着之由二而入来、酒を饗、且那樣・道敏様御発駕前為  
伺御機嫌今日御登城被遊也

〇十七日、己丑、曇、夕雨、暖、吉田正勝旅宿へ暇乞使遣ス也与九郎  
事也、殿様今日午前御発駕、水主町より御乗船、宇品方豊安丸江被  
為召候由也、夕山村江此間為知之趣二付飲二行、被留有饗、入夜帰  
敬次郎帰り、今日田口太郎殿方御用向二而呼二来参候処、為洋学  
修行大坂江被遣候間、来ル廿日出船候様、委細者手許江被承合候様  
此段従手元相達候様ニとの事二候旨被申聞、尤全体者御尊父江何れ  
方可被相達筈二候得共、先例等も無之義二付右之通二手許方（ママ）

〔村上家乗 明治二年—四年〕広島県立文書館資料集6



① 家老三原浅野家家臣の給禄

陪臣の給禄

では、三原浅野家はどうの方法で陪臣に給禄を与えていたのだろうか。扶持米取は、現米を給されていたことは疑いないが、右に述べた一〇〇石以上の「知行取給人」につい

ては、やや詳しく検討しておく必要がある。まず、最も早い時期のものとして、元和六年(一六二〇)伊藤清十郎が忠吉からもらったものを示すと次のようである(第一三回参照)。

令扶助知行之事

一、高百七拾三石七斗五升式合

惠蘇郡三川内村之内

一、高五拾五石八斗四升五合

三吉郡大山村之内

一、高式拾石四斗三合

三上郡三ヶ村之内

高合式百五拾石

右全可<sub>三</sub>所務<sub>一</sub>者也

元和六年九月十一日

右<sub>一</sub>近大夫<sub>三</sub>(印)

伊藤清十郎殿

これによると伊藤清十郎は、二五〇石の給禄を三河内村(村高一四二石三斗七升九合)と大山村(同二五八

石四斗八升九合)の内に加えて、三上郡の給知八カ村の中から

特定の村を指定されない三カ村の内に分けて与えられて

いる。村を指定せずに与えるのは、一般藩士(給人といった

への宛行状にはみられない特徴であるが、そのほかは「三

川内村之内」とか「右全可<sub>三</sub>所務<sub>一</sub>者也」などとあって、一

般藩士へのものによく似ていることが指摘される。また別

の史料には、「其方(八矢与右衛門)知行所」(橋本敬一氏蔵「寛

永十年九月十七日付八矢与右衛門宛浅野忠長替知覚」という文言もあり、

三原浅野家もまた陪臣に「給知」を宛行い、陪臣はそこから年

貢を徴したようにみえる。しかし、これは全く形式的なもので

あったといわなければならないのであって、その事情を二三〇

石の「知行取給人」不破二郎兵衛の例からみてみよう(いずれも

橋本氏所蔵文書による)。

(中略)

これらの図表から次のことが指摘されよう。三原浅野家でも、本藩と同じように

たが、「物成付之儀者其年之免二随ヒ可有<sub>三</sub>高下<sub>一</sub>者也」(第一五回)とあるから、免<sub>な</sub>すなわち年貢率は三原浅野家が

② 村上彦右衛門の家督相続

○(天保十五年正月廿七日)四時(虫損)御館へ

罷出、家君名代御出頭定加三宅勝之丞罷出、無

程御用始、家君名代三宅勝之丞於御書院左之通

御直に被仰付、御召御小袖一重被下之

其方病氣二付役義難相勤、退隠仕度段願出之

趣無余儀事ニ存候、尤いまた老年与申二も無

之、差留も可申付所、却而迷惑可致二付、願

之通隠居申付、家督<sub>一</sub>倅<sub>一</sub>角大江知行高無相違遣

之、且役向出精相勤候二付小袖一重遣之

御召小袖一重御広蓋二載被遣之

右之通被仰付、勝之丞奉拜聴、御取合御家司衆

へ向御意之趣星右衛門へ申聞、御請可申上与申

述、直に退、此段罷帰家君へ申聞御請被仰上、

則勝之丞又々御用所へ出其段申出、直に御家司

衆宅へ御請ニ参也、「予者於十畳御間支配頭渡

辺宗右衛門殿御用之趣被申達、御書付如左

星右衛門家督

知行高百石 村上角人

筆列・勤向唯今迄之通

(後略)

「村上家乗」続編巻一(外編巻七)

③ 三原城の米蔵



村の二人の「給知」は全く同じである。「宛行状」は一人ひとりの「給人」に与え

決めていたことがわかる。しかも物成は、個々の「給人」ごとにはなく、「相給人」の「給知」をまとめて一律に一村単位に決定していたのである。森山中村の例でいえば、第一四表のように、三人の「給知」を合わせた一〇九石三斗四升二合の高に三つ二分五厘(三二・五%)の免がかけられており、その「定物成」三五石四斗三升八合が「三原着」とあって、これがおそらく三原にあった三原浅野家の米蔵に直接取められ、更めて第一四表のように配分して、各「給人」に現米で与えられていたのだろうと考えられる。また、

(中略)

以上のように、三原浅野家は「知行取給人」にも現米を給していたと解されるのであって、「知行宛行」は全く名目的なものであったとみられるのである。「三ヶ村之内」のように特定の村を指定していないことや、「相給人」に連名で与えていることなどが、もつともよくこのことを物語っている。藩の給人は、それぞれの給知に給庄屋を置き、年貢を徴していたのであるが、不破二郎兵衛などが森山中村などに給庄屋を置いた徴証はなく、何よりも特定されていない「三ヶ村」に給庄屋など置きようもなかったであろう。一村ごとの村高と免・物成を書き上げた「浅野甲斐領知五拾壹ヶ村免帳控」(家文書、第一項参照)のような帳面が作成されていることなども、このことを示していると思われる。家老としての権威を示すとともに、陪臣団における「知行取給人」という家格に意味をもたせるために、本藩の知行制の外形を模倣したものと考えられるのである。

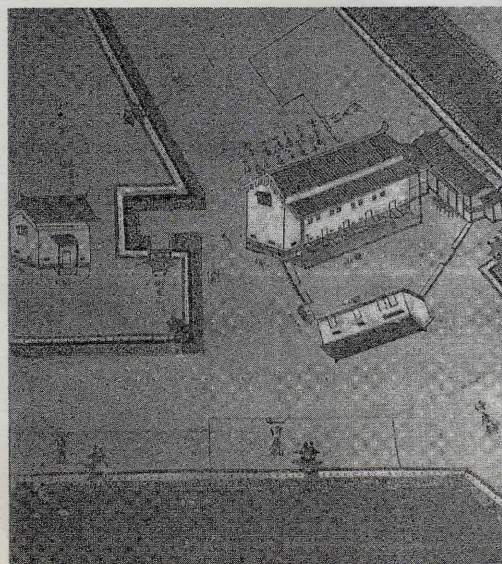
三原浅野家の歳入は、宝暦八年(一七五八)でみると、役引七〇〇〇石の村が概免四六・三三三%余で三二四二石六斗四升三合、その他が同じく四六・一三%で一六一〇石六升七合、両方の口米が二七七石五合、新開高が二一七六石六斗八升九合で、この物成が口米を合わせて九八八石五斗二升六合、計一萬五一八石二斗八升六合である(前掲家文書、ただし数字は計算で算出)。後述のように、小物成や諸役銀は藩庫へ納入されたから、これに種米や作食米などの利息を加えたものが三原浅野家の歳入ということになる(現銀収入は不明)。これらが三原浅野家一家の日常生活や陪臣への給禄に費消されるが、その詳細は明らかでない。

なお、給禄について一言しておく、藩の給人に対する借知が、三原浅野家と陪臣の間にもそのまま適用されていることが注目される。たとえば藩が物成を三つとすれば、三原浅野家も必ず物成を三つとしていたのである(浅野家記)。そのため宝永七年(一七二〇)のように二つ半(二五〇石では六二石五斗)になると、陪臣の生活は圧迫され、三〇〇石以下の馬持に馬飼料を与えねばならないようなこともあった(同上)。また、知行取が死去したあと、子が幼少のときはまず扶持米が下され、成長して父親並の勤役が可能とみなされると、知行取にされることになっており、これは本藩と同じであった。しかし、一八世紀に入ると、これも滞りがちであったと伝える(愚按稿)。

④ 第11表 三原浅野家の家臣構成

構成	元和5年		明治2年	
	石	人	石	人
1000	3	1		
600	1			
500	5			
400	1	2		
300	6	12		
200	33	45		
100	31			
小計	80	60		
扶持取など その他 *1	?	153		993
計	80+a	1,206 *2		

注 『増補三原志稿』所収分限帳による。  
\*1は歩行・小姓・足軽・小人など、  
\*2は史料上の計は1229人である。



第16図 三原城の米蔵

①・③・④ 『三原市史』 二(通史編二)

貰って暮らしていた。支払いの方法には、大きく分けて「知行取り」「蔵米取り」「給金」の三種類があったが、原則として、給

例えば「100石の知行」といったら、一年間に100石の米が収穫できる土地を貰っていた、という事である。1石を1両、1両なる。

を受け取る事で、要するに米の現物支給である。知行地を持たない少禄の旗本や御家人は、幕府からこの蔵米を貰っていた。

低い武士の場合、一年に貰えるのは3両1分(1分は1両の1/4)で、今のお金で言えば、年間で20万円程度しかもらえなかったと、食べるだけでやっとだった。それ以下の下級武士たちは、非常に苦しい生活を強いられていたのである。

給(給料)は、原則として米で支払われていた。しかし、米だけを大量に貰っても暮らしてはいけぬ。味噌や野菜、日用品や衣類など。

が、米の換金場所は、現在の台東区浅草橋の隅田川沿い「蔵前」にありと並んでいた。そのため、給料日ともなれば、旗本や御家人たち

う。札に受取人の名前を書き、蔵役所においてあるワラの束に差し

を商人に売捌いて金にするには時間もかかり、武士自らが行うのは、商人だ。札差は、旗本や御家人の代理として米を受け取り、米

[rekishi-memo.net/edojidai/edo\\_bushi/bushi\\_kakei.html](http://rekishi-memo.net/edojidai/edo_bushi/bushi_kakei.html)

第10表 三家老の家臣数

区別	上田家	三原 浅野家	東城 浅野家
知行取・給人	36	77	25(与力共)
中 小 姓	39	57	38
歩行(徒士)	1		
足 軽	60	52	45
大 番 組	75	140余	47
徒士以下坊主	50	94	
船 手	8		
小 人	21	50余	9
	145	260余	133
計	435	730余	297

場に行つたが、平時にはもっぱら主家の家政や給知の支配に携わつたのである。

7 陪臣の構成と給禄

藩の家臣は、軍役規定に基づいて、陪臣を召し抱えることを義務づけられていた。陪臣は、主家の給知高に応じて数人から数百人にのぼり、戦時には主人に従つて戦

注 浅野長愛氏蔵「御家中目印之図」宮内少輔様  
共 三家老衆侍帖目共八(学習院大学所  
管)のうち「上田主水侍帖并目印」「浅野甲斐  
侍帖并目印」「浅野越前侍帖并目印」による。

いま、享保ごろの三家老の陪臣を示すと、第一〇表のようになる。だいたい一〇〇石に三人前後で、給知高に応じていることがわかる。このうち「知行取給人」というのは、一〇〇石以上のものを指しているが、宗家直臣の場合も一〇〇石以上をこのように称しているもので、これに倣つたものと思われる。しかし、直臣と陪臣とは、身分的にも家格においても、はつきり区別しなければならぬ。また、三原浅野家について、入封時と明治二年

8 川通り餅

江戸時代後期に編集された『知新集』に、広島城下町では毎年二月一日に「川通り餅」を食べる風習があったという記載があります。このため、「川通り餅」を売り歩く行商人の声が町に満ち、各家ではそれを買って神棚に供えました。

この「川通り餅」の故事については、明治時代になって熊見曲水という郷土史家が「尚古」という郷土雑誌に紹介しています。

曲水が幼い頃、母親に「川通り餅を何のために食べるのか」と尋ねたところ、「これは昔ある武者が二月一日の朝の出陣に、餅を食べて出たところが、深い大きな川を渡るのに転ばなかつただけでなく、先登り第一の軍功を立てた。それ以降、二月一日に餅を食べれば、川の中でも倒れない、運勢がいいということになったの言い伝えからだ」という答えが返ってきました。曲水はそれ以来このうまい川通り餅を食べるのが楽しみであったといひます。

さて、曲水が大きくなって『芸藩通志』を調べてみると、「十二月朔日 市井の人、餅を食ふ、郡民もまた或はしかし、是を川通餅と称す、或は膝塗餅ともいふ、是を食ば、水を湧りて倒れずといへり」とあり、母の話と符合したのです。もちろん『芸藩通志』には、続いて「高田郡、俗伝、貞治五年十二月朔日、毛利師親、石見

## ⑤ 武士の日常 武士の家計

### ⑦ 武士の給料

江戸時代の武士たちは、現代の労働者と同じで、給料を料は米で支給されていた。

### ⑧ 知行取り

知行取りというのは、給料を領地の形で貰う事をいう。を6万円として計算すると、年収は600万円という事だ。

### ⑨ 蔵米取り

蔵米取りというのは、幕府や藩の米蔵から俸禄として米

### ⑩ 給金

「給金」は、文字通り給料を金銭で貰う事だ。最も身分た。100俵取りの武士でも、中間一人、下女一人雇って

### ⑪ 給料として貰った「米」の使い方

米が通貨としての役割を果たしていた江戸時代、武士の類も必要だ。これらは、全て現金で買う必要があったの

### ⑫ 米の換金所「蔵前」

上記の事情から、武士たちは、米を金に変えていたのたあった。ここには、地名の由来どおり幕府の米蔵がズラが「支払手形」を持って、続々と集まって来たのだ。

### ⑬ 支払手形

支払手形とは、米を米蔵から受け取るための札の事をいして、自分の順番を待つというシステムである。

### ⑭ 札差という職業

しかし、行列を作って米の支給を待ち、なおかつその米厄介だった。そこで登場したのが、「札差(ふださし)」と商人への売却から換金までを一手に代行した。

「歴 memo 歴史のまとめ」(http

## ⑨ 広島城下の川通り餅

広島県生菓子工業会編・発行『城下町ひろしまのお菓子』(二〇一三年)

として、石を八幡の神殿に納む、これよりして、毎歳此日を賀し、餅を石にたくへて、川通り餅と称す、遂に通藩の風となるといへり」とあります。十二月一日に「川通り餅」を食べるのは、広島城下だけでなく、広島藩全領内の風習であったことがわかります。この逸話に登場する毛利師親は元就の八代前の祖先で(後に元春と改名)、その師親の代から相模国から吉田荘へ移住しています。貞治五年(一三六六)、師親が石見地方へ出陣し、江の川を渡ろうとしたとき、小石が帯に入ってきました。そのままにしておいたところ、その戦いで大いに戦功を上げることができ、これは神の助けであろうとその石を持ち帰り、氏神である吉田の宮崎八幡宮に奉納し、それから毎年この日を賀し、餅を小石に見立てて作り「川通り餅」と呼ぶ慣わしになったといわれています。

十二月

朔日、川通り餅と唱へ赤小豆餅を賣ありく、家々／＼に買て神に供へいづれもくらふ、

『知新集』巻一風俗(『新修広島市史』第六巻、資料編一)

## ⑩ 文久元年の豊作

○当年は夏中暑気甚だしく、折々潤雨もあり、申し分なき順氣候にて諸作豊満、秋日和も宜しく五十年以来の大豊年、諸国も豊作、綿米そのほか諸色大下落、大坂堂島相場所々幟を立てし由、五十年目といふ、諸国大豊年には此の如く幟を立てる先例なり。

遠藤寿伯稿・金指正三校註『近世風聞・耳の垢』(青蛙房、昭和四十七年)

## ⑥

### 米取引

穀物取引の中心は蔵米であった。藩の蔵が西町に設置されて、三原町へも蔵米が放出された。また、三原浅野家の給知から集められた年貢米は三原城内の米蔵に収められ、大坂の蔵屋敷に運ばれて売却されたほか、三原や尾道でも売られ、天保二年(一八三二)には三原町へ一〇〇〇俵の割り当てがあった(同上五九七号)。船で持ち込まれる他国米にかかわったのは沖間屋であった。

文化四年(一八〇七)に二〇石単位で米切手による取引が認められ、売買双方からそれぞれ米切手一枚につき銀七〇匁を敷銀として出させ、延べ取引が行われるようになった。米価が下落したのでいったん中断されたが、文化十二年(一八一五)に西町町人が再開を願い出ている(同上二六七号)。文政四年(一八二二)、西町に二四軒の米問屋株が設けられ、問屋を通して米の取引を行うこととなり、直取引は停止された。このため、内々で米を代金として受け取っていた紺屋や桶屋は、米による決済ができなくなり(同上〇九号)、また小売業者は、問屋から買入れて消費者に販売することになった。

問屋は、季節や天候に左右される米の価格差を利用して収益をあげた。天保四年(一八三三)には雨天続きで米の値段が上がり、米がない状態が続いたが、天気が回復して新米が出まわると一気に暴落し、大損をしたこともあった(油屋吉地家文書「年々万控之日記」)。米相場の影響を受けるものに搗米屋があった。これは唐臼を並べて米を搗くもので、出米の多少が営業に響いた(第六巻資料編三二五九七号)。

大坂堂島の米市場を頂点とする米の取引は、大名の蔵米を中心とする正米取引(米切手による取引)と、先物取引である帳合米取引で、一年を三季にわけて行われた。取引の標準米(建物米)とされたのは、加賀米、肥後米、筑前米、中国(周防・長門)米、広島米であった。

11 將軍家茂から浅野茂長へ下された領知判物

○(万延元年)閏三月六日 徳川家茂は藩家領知の判物を頒つ

昨年八月徳川家茂は將軍宣下ありしを以て、茲に本月五日江戸に於て閣老内藤紀伊守(信親)は当藩邸留守居を其官邸に招致し、明六日朝五半時公の名代として親戚一人登營すへき旨を執達せり、依て青山侯登營あり、家茂將軍面前に於て芸備領知の判物を授けらる、同九日寺社奉行松平右京亮よりの令に依り留守居梶川銀次郎出頭す、奏者番松平大隅守等列席して右京亮より芸備領知目録を交付せり、四月十一日公参府即日閣老へ参府申報の節、別に判物拝受の恩を謝せられたり(中略)

同廿四日右判物及領地目録は持頭山田勇三郎に命し護持して藩地へ回致せしむ、左右歩行小姓以下式拾余人之れを護送す

「芸藩志」卷十四

12 万延元年東城浅野家臣への扶助

○(万延元年十二月朔日)、当暮御任向之義今日被仰出也、大意左之通

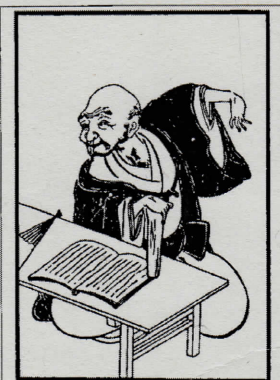
御家来中御撫育筋之義者兼々御苦勞被思候処、当兩度之御凶変ニ付而者莫大之御物入ニ而、御世帯向弥増御差詰所詮不被為任御所存候へ共、種々御差違を以當暮も御扶助渡之負數少々御取捨、昨年之振合を以御任向可被下旨被仰出候間、兼々被仰付置候質素節儉相守、御奉公向出精、御為筋之義厚心付、文武之道無油断相励候様二との義也

「村上家乘」続編卷十七

15 講談 こうだん

寄席演芸の一種。武勇伝、仇討、政談、実録のたぐいを、ひとりで口演する芸で、儒教的道徳律の影響が強い。形式的には落語に似ているが、落語の多くが会話によつてはなしの筋を展開させるのに、講談は地の文が主体となつており、舞台と称する木製の机を前に張扇をたたきながら語る。以前は、台本を読んで聞かせたもので、明治期までは講釈と呼ばれ、その源流は太平記読みとされる。一七世紀初めころ、生活に窮した巷の浪人が、「太平記読み」に糊口を求め、門付をしてまわつたり、寺社境内の盛場に人を集めて投銭を得た。これを辻講釈と呼んだが、やがて場所を固定して町講釈になる。

一七〇〇年(元禄十三)に、名和清左衛門が江戸浅草見付の土手に公許を得た講釈場を設立し、「太平記評判秘伝理尽鈔」を講釈した。この小屋を太平記講釈場と称し、のちの積場という講釈専門の寄席の基となつた。享保期(一七一六―一三六)になると、軍談読みや、大名・旗本などの祖先の手柄はなし、御家騒動などを描いた御記録物、高僧・名人伝などが現れる。軍談のなかで、朗々と抑揚をつけて読む合戦の場をとくに修羅場と言ひ、「ひらば」とも発音するが、滋野瑞龍軒はこの修羅場読みの名人と言われた。修羅場は、こんにち講談の基本として前座の修業に使われているが、こ



【講談】講釈師深井志道軒。風来山人(平賀源内)作『風流志道軒伝』口絵。

れのへたな講釈師を端物読みと軽蔑する気風はつい最近まで残されていた。馬場文耕は、市井人の生活を描いた世話物を取りあげ、それまでの投銭に代わる木戸銭を要求し、こんにちの寄席芸人の生活手段の基礎をつくつた。尾張の浪人であつた森川庄左衛門が、この馬場文耕の弟子となり、森川馬谷(一七一四―一九二)と称し、定打ちの積場を設立、軍記物・御記録物・世話物の三部立てを確立、さらに前座、中座読み、後座読み(真打)の順位を明らかにして、寄席演芸としての「講釈」の基礎を築いた。

以来、明治期までに多くの名人が輩出し、講釈師の系列も宝井、貞山、神田、松林、伊東、桃川、田辺などの各流派が生まれた。巷のニュースを講釈化するなど題材もふえるが、そうした読物を狂言作者が脚色し、歌舞伎の舞台や人形浄瑠璃にとりあげられるケースも現れ、「仮名手本忠臣蔵」「伽羅先代萩」など、みな講釈にオリジナリティを求めることができる。幕末の庶民は世話物・俠客物・白浪物を好み、「八百蔵吉」など巾着切りが主人公の講釈を得意にしたことから巾着切文車と呼ばれた「龍斎文車や」「天保六花撰」などで「どろぼう伯門」の異名をとつた二世松林伯門を人気者にした。

『日本史大事典』(平凡社)

四徳川家綱領判物

17

武蔵國埼玉大里秩父足立  
幡羅男余六郎より七万石

九拾石名餘相換國沖浦郡

卷千百八石上野至新田郡

4.17 5万石 阿部忠私行四位下

○(万延元年十一月十二日) 慈君齒痛二而御困被成也

○(文久元年四月朔日) 夜齒痛、難義、終宵不止

○(四月二日) 今夕主水様時候為御見舞御出被成候二付、為御送迎可同日罷出処、夜前以來齒痛不罷候二付得不出、(中略)「至極夕齒痛治

○(四月三日) 原田丈太夫殿能齒痛を被封候由、御内々御咄被為在候二付、紙面を以呪封を乞、早速調来

○(七月二日) 夜来齒痛者輕候得共頭痛強、惡寒有之ニ付平臥、午後著大

二快、尤右ニ付御機嫌窺不罷出

○(文久二年六月廿九日) 午前方齒痛二而難義、平臥

○(卅日) 齒痛不治候二付不致出勤、御用人中江紙面二而及案内、

○(七月朔日) 齒痛快候二付、惣体頭痛等者未透与不快候得共、押而出勤致也

○(七月廿一日) 夕齒痛二而困ル

○(廿二日) 夜中齒痛者居合、復有頭痛

「村上家乗」続編卷十七(十九)

14 軍書読

○(安政六年五月廿六日) 御宇衛様今日九半時御供揃二而六丁目様へ御出

二付為御供罷越、今日者桂鶏林与敷申軍書読を御慰二被為召呼候二付、

直二居殘聴聞仕候様被仰付、致聴聞、江戸者之由、殊外面白事也

○(安政六年十二月五日) 夜御奥へ軍書読參候二付聴聞二出候様老女方

申来、出ル、高田彦三与申軍書読、浪人者之由也、中々上手二読候也

○(文久元年五月十四日) 軍書読琴英与申者也、兼而岡田八太郎郎世話二

而今夕呼寄置也、幡随院長兵衛を語ル、殊之外上手二而、御意二入也、

一坐相濟、御夜食を差上、又一席、義臣伝吉田忠左衛門(傳)を語、御二

所様御機嫌二而御寛々被成御坐

「村上家乗」続編卷一(外編卷七)

16

領知朱印状

りょうちしゅいんじょう

近世において將軍が、大名・公家・寺社などの領地の

寄付・安堵・加増・転封・村替などに際して発給する

領地の領有権を保証する將軍の朱印を捺した文書。將

軍の代替りには、一六六四年(寛文四)大名宛、六五年

公家・寺社宛の徳川家綱の寛文印知以降は同じ日付で

いつせいに発給した。これを継目安堵という。宛所の

官位や石高、寺社本末關係によって書札礼が定まり、

大名では四位以上もしくは五位でも一〇万石以上、日

光山と久能の東照宮、門跡寺院およびこれに準ずる大

寺院、公家のうち五撰家・親王家・清華家などには

將軍の花押を据えた領知判物が出された。五位以上は

は大高檀紙・豎紙、六位以下は同じく折紙を用い、莊

重な様式は室町幕府の御判御教書の系譜を引く。御判

御教書は判物であったが、戦国大名から織田信長・豊

臣秀吉に至る印判状多用の風習が徳川家康に至って

様式化し、家綱の寛文印知によって、判物・朱印状・

黒印状の序列と書止文言・宛所位置・敬語などの書

分けによる書札礼に基づく朱印状様式が完成した。家

康および家康在世中の秀忠は黒印状を用いた場合もあ

るが、性格は同じである。上包みは同じ大高檀紙を用

い、縦上下折り、宛所は下に記すが、神社で別当寺院

がある場合は真ん中に神社名、下に別当名を記す。な

お領知朱印状を頒布された寺社の領地は朱印地と呼ば

れる。

「日本史大事典」(平凡社)

三子八百石 林八万石 別領之事  
先行之記 今領初 秋山 伴

寛文四年四月

忠信 謹

日本歴史学会編『演習古文書選  
近世編』(吉川弘文館)

陸奥國津佐郡 四万石  
上野國 野原郡 内宿 石  
四万七千石 別領之事 今領初  
津佐郡 石高 石津佐 一里子丁  
を以て 領地 式目 充て 充  
令下 領知 之 儀 仰 付

寛文元年七月

津佐郡 石高

4.7万石 津佐郡 石高 石津佐 一里子丁

卷中

69

広島藩士の処罰

藩士の罪科あるに当てや、元和・寛永の当時に在ては其罪の如何に依り之を誅戮せしめらるゝのみならず、或は其子弟をも刑し、甚しきに至ては子弟の幼穉者は十五歳に至るを待て之に切腹を命せらるゝ等の如き、罪の家族に及ぶは時に驚く可き事跡ありし、是等は総て成敗と称せしか、後年世運の開明に伴ひ自ら其事なきに至る所なり、然れども藩士の処刑方に至りては普通の正刑に抛り難きを以て、後世に至りても依然閏刑の設けあるは已むを得ざる所なり、然れども其犯罪の破廉耻甚しきに至りては、固より普通の刑法に抛り之を庶人下して処刑する所なり、又懲戒責罰の如きも職務上の過誤失錯ならば、其職を保留し以て譴責懲治して可なるか故に其処刑の自ら庶人と異なる所あり、是れ特に閏刑を設置し以て藩士を待つ所以なり

閏刑

一切腹

但 某邸若くは某寺院に於て場を設け、監察をして之に臨ミ屠腹せしめ別に藩士に命して之を刎首せしむ、之を介錯と称す

懲治

一閉門

但 門を閉し及はすて謹慎せしむ、病起らば医を迎へて治療し、火災に際し居宅の危き時は転居を許す

一通塞

但 閉門よりは其罰軽しといへとも、白昼其門を鎖し

かつお かつを「鯉・堅魚・松魚」名 ①サバ科の海魚。

体は紡錘形で肥満し、ふつう全長五〇―八〇センチ。背は暗青色、腹は銀白色で、死後数本の薄い黒色

ぶねん 「不念・無念」名 ①(形動)気づかないで残念なこと。考えが足りないこと。不注意なこと。また、その事柄やそのさま。落度。過失。三國伝記一一一。四「不念の念妄を施して利劍の如し」。虎明本狂言・末広「すゑひろがりは、どこもとにあるといふ

「芸藩志拾遺」 廿一 刑法 『広島県史』 近世資料編下

- 一 不時用事は夜中ひそかに可相知候事
- 一 病氣之節ハ医師を招き候義夜中ハ不苦候事
- 一 火事之節屋敷危き体ニ候ハ、立退、其段支配方へ可申達、自火ハ不及申候、出火ニ候ハ、屋敷内火防之事

逼塞

- 一 門をは建置昼之内ニてもくゝり不目立様ニ通路可有之事

- 一 重き病氣之節ハ親類縁者医師等ハひそかに参り候事
- 一 不苦候事

遠慮

- 一 火事之節ハ閉門之節之通りニ候事
- 一 門を建くゝり引寄置候事
- 一 不時用事又ハ病氣之節も不目立様ニ親類縁者医師参り候義ハ不苦候事
- 一 火事之節屋敷危き体ニ候ハ、立退、其段支配方へ可申達、尤無遠慮火防可申事

以上

夜中は表門の潜り戸より稀便に運用を許す 小舟に隠しては前に同じ

一遠慮

但門を鎖し潜戸を寄せ置き通行するを得しむ、病氣火災に際しては前に同じ

一閉入(不届)

一小普請

但宝曆六年四月六日小普請入の名目を新設せらる、之か擬律の罪状若くは其謹慎方等は詳かならず

一差控

但徒士以上を之に処す、自宅に於て謹慎に止まる所なり、日数に長短あり

一叱り(不念)

但其罰の稍重き者へは「急度御叱り」と宣告せらる、一閉門・逼塞・遠慮の処罰中処分等左の如し 但幕府へ質問せし指令に係る

閉門

一門を閉通路有之間舗候事

一門之外板を打候義無用ニ候、窓をも釘ノ致候ニ不及候事

候事

但窓ニ掛戸可有之候、掛戸無之候ハ、窓之内塞

き可置候事

20

し、日本近海では北海道沖から南洋諸水域にかけてとれる。重要な食用魚で、刺身、照焼きなどのほか、鰹節、なまり節の材料となり、内臓は塩辛にする。特に近世の江戸では、五月初旬のものを初鰹(はつがとお)として珍重した。まんだら。まがつお。かたな。《季・夏》・正倉院文書「天平一〇年・駿河国正税帳(寧楽遺文)「煮鰹魚参伯式拾斤、納肆拾籠」・万葉九・一七四〇「水の江の浦島の子が鰹魚(かつを)釣り鯛釣り誇りへ虫麻呂歌集」・高橋氏文「還時願」・鰹魚多追来。即鰹鹿六獨命以「角弭之弓」当「游魚之中、即著弭而出。忽獲三数隻、仍名曰「頑魚」此今諺曰「鰹魚」今以「角作」鈎柄釣「鰹魚」此之由也」・十卷本和名抄八「鰹魚」唐韻云鰹魚八上音堅漢語抄云加豆乎式文用鰹魚二字也「大鯛也」・徒然草「一九」鎌倉の海に、かつをと云ふ魚は、かの境にはさうなきものにて、この比もてなすものなり」・俳諧「類柑子」上「てりかつを附り河豚」楊貴妃の夜はいきたる松魚哉(其角)」②生(なま)の鰹を蒸したり乾燥させたりして加工した食品。鰹節(かつおぶし、かつぶし)。なまり節。儀式「三・踐祚大嘗祭儀・中「鰹魚薄鯨各一連、雜膳一升」・延喜式「一・四時祭「座別(略)鰹(あはひ)・鰹魚各五兩」・雜俳・住吉躍「かつをかく是(これ)はやいとといへ菜」・日本山海名産図会「四・鰹魚」殊に鎌倉熊野に多く、就中土佐薩州を名産として味厚く(肥)こ(こ)、乾魚(カツヲ)の上品とす」・隨筆・貞丈雜記「六「かつをと云魚は古はなまににては食せず。ほしたる計用ひし也。ほしたるをもかつをぶしといはず、かつをと計ひしなり。かつをはかたうを也。ほせばかたくなる故也」③「かつおぎ(鰹木)の略。古事記下「鰹魚を上げて舎屋を作れる家有りき」④「かつおむし(鰹虫)の略。新撰字

伎・三人吉三廓初買「四幕」申して上げぬはこちらの無念(ツネン) ②江戸時代の法律用語で、過失犯のうちの重過失を意味する語。予見できたのにもかかわらず、不注意であった場合に用いられ、軽過失を意味する不斗(ふと)に対する語。禁令考・後集・第四・卷三「寛保元年、怪我にて相果候もの相手御仕置之事(略)吟味之上、不念之儀於有之は、一等重く可申付事」(突箇檢之) (突箇檢書) ②(突箇檢書) せい：キ【所為「名」】(「所為」の字音「しよい」の変化した語か) 上のことばを受けて、形式名詞のように用いて、それが原因・理由であることを表わす。ため。せえ。浮世草子・風流曲三味線「五・四「誓紙を取て悦ぶは。世に有し時、此里通ひの友達に。ひけらかすせい斗なれば」・浮雲「二葉亭四巻一・二「気の、所為(セキ)か絆を通して見て見ぬ風を狭てゐるらしい」・坊ちゃん「夏目漱石」二「こんな、狭くて暗い部屋に押し込めるのも茶代をやらぬ所為だらう」(突箇檢書) せい(余之) ②(余之) ①(なすところの意) しわざ。ふるまい。転じて、ある行為をとらせた理由。物事の起こった原因。せい。ゆえ。真如観「万法、心か所為なれば」・今昔「三・一五「俄(にはか)に形を替て光を放つ事、若し此く得たる玉の所為か」・日葡辞書「テンダノ、モ、シヨイナリ」・評判記「色道大鏡」六「船子のたぐひは人もすさめざるに、をのれ一分の所意(シヨイ)として、紋所をぬがき入つ」・浄瑠璃・音原伝授手習鑑五「此度の天変察する所、無実の罪に沉んだる菅原相の所為(シヨイ)なるべし」・歌舞伎・名歌徳三伴玉垣「三立」惟喬親王へ方人(かとぶと)の黒主・健宗なんどの所意と思ひますれども、易経・繫辭上「知「変化之道」者、其知「神之所為」乎」②法律で、作為および不作為の総称。または行為、特に犯罪行為のこと。(突箇檢之) (突箇檢書) ②(突箇檢書)

19 23 『日本国語大辞典』(小学館)

No. 4

67